

京都市告示第 473 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 17 年 3 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
水垂上桂線	西京区徳大寺清水町13番地の3地先から	旧	メートル 1,003.60	4.95 ～メートル 11.20
	同区上桂東ノ口町4番地の2地先まで	新	1,003.60	5.98 ～ 20.50
太秦上桂線	西京区桂上野南町29番地の1地先から	旧	18.60	11.93 ～ 11.99
	同町28番地地先まで	新	18.60	11.93 ～ 11.99
	西京区上桂前川町75番地の4地先から	旧	10.60	10.00 ～ 14.53
	同町81番地の5地先まで	新	10.60	10.00 ～ 16.21

京都八幡木津 自転車道線	西京区松室吾田神町30番地, 30番地の1 合地地先から	旧	21.00	3.40 ~ 3.50
	同区上桂今井町49番地の1地先まで	新	21.00	3.40 ~ 6.80
	西京区桂上野今井町20番地の4地先から	旧	20.00	4.00 ~ 4.35
	同町21番地, 21番地の1, 21番地の2, 21番地の3, 21番地の4, 21番地の5, 21番地の6, 21番地の7合地地先まで	新	20.00	4.00 ~ 5.35

(建設局道路部道路明示課)